

ふるさと納税の功罪

コロナ禍に揺れた一年も、残すところあとひと月になりました。

年内に終わらせておかなければならない、大事なことのひとつに近年「ふるさと納税」が加わり、ポータルサイトのテレビCMが頻繁に流れています。

さて、この「ふるさと納税」は菅総理が総務大臣だった08年に、大臣肝いりの案件としてスタートしたものです。その後、官房長官になっていた菅さんに、返礼品の高額化や競争の激化に歯止めをかけるよう提案した官僚が、ただちに左遷されたという逸話も最近報道されていました。

この制度が導入されたころの、わが税理士業界のネット状況は「ふるさと納税」花ざかりでした。納税者の所得額から最もお得な寄付額を算出するページをトップに据えて、しかもそういうサイトがグーグル上位にランクされるようになりました。

わたしは、ふるさと納税の制度の是非とは別に、同業者の浮かれた様子が、本業の努力をないがしろにして顧客に媚びるようで、好ましいものとは考えていませんでした。スタッフにも、その点勘違いをしないように、本来の税務上の検討事項や、経営判断の相談事をおろそかにしないよう、十分注意をした覚えがあります。それでも、「得意分野はふるさと納税」とホームページに書き込むスタッフもいて、頭を抱えたものです。

このような経緯があるので、「ふるさと納税」そのものに対するわたしの考え方に、若干のバイアスがかかっているのかもしれない。

制度の旗振り役の当事者が首相になったこともあり、改めて虚心坦懐に、「ふるさと納税」の功罪について考えてみたいと思います。なお、今回法政大学の平田英明教授の論文「ふるさと納税の功罪－非効率な制度設計の被害者は誰か」（東京財団政策研究所）を参考にさせてもらいました。

■ ふるさと納税の「功」

この制度の影響を理解するうえで「流出」と「流入」の影響をそれぞれに考えることが必要です。流出とは、居住自治体以外の他自治体へ寄付が行われることにより、本来受入れるはずだった納税分を失うことを意味します。「流入」とは他自治体から居住自治体へ行われる寄付のことです。

2018年の統計によると、この流入から流出を差し引いて、黒字になっている自治体数は1,366で全体の83%にのぼるのだそうです。

赤字自治体1つで、4つの黒字自治体の黒字を支えているという構図です。

この流入の方が多い黒字自治体とは、農水産業やそれに関連する産業の割合の多い自治体が主たるものです。雑貨、工芸品や宿泊券等に比べると、生鮮食品や加工食品が返礼品の

人気ランキングを独占していることから、黒字自治体の偏りが理解できます。ふるさと納税は、このような自治体への補助金のような役割を果たしていると言えます。

さらに赤字自治体が基本的に都市部であることを考えると、都市部から地方への所得移転となっているとも言えます。ふるさと納税が地方創生を目的としたものだとすれば、思惑通りの結果だと言えるでしょう。

■ ふるさと納税の「罪」

自治体に流入した寄付が、どの程度自治体に残るのかは、まちまちですが、寄付金から出ていくお金として、返戻率30%、ポータルサイトへのコスト10%、決済関係の手数料で数%があります。つまり半分近くが外部に流出するのです。

しかし地方交付金交付税を受けている自治体の場合、流出額の75%が国からの地方交付金交付税によって補てんされます。都市部の自治体がふるさと納税に不満を表明するのは、この交付金対象外であるため、努力をする前にすでに負けてしまっているからです。

さてこうやって国庫から流出したお金は、ふるさと納税を積極的に活用する高所得者の返戻品に充てられます。所得税増税で不満をため込んだ高額所得者のガス抜きと考えれば制度の「功」の方なのかもしれません。

しかし、地方創生とは関係のないポータルサイトや決済業者を、いたずらに利するというのは明らかに「罪」の方でしょう。テレビCMの頻度は尋常ではありません。

さて、視点を自治体から「家計」に切り替えてみると別の事実が現れます。

流出の多い赤字自治体の家計に注目します。居住自治体の減収によって、本来受けるはずの行政サービスを受けられなくなります。この負の影響をより大きく受けやすいのは、高所得者よりも低所得者の方です。財政には所得分配機能があるため、必然的にそうなります。高所得者がふるさと納税を活用すればするほど流出額は大きくなるので、低所得者の負の影響はいつそう大きくなっていきます。

都市部の低所得者に対する行政サービスを手薄にするという「罪」です。

平田教授は、地方創生が本来の目的ならば、補助金や減税などで、もっとシンプルかつ低コストで同等の経済効果が実現できるはずだと述べています。

黒字自治体には、ふるさと納税の黒字額とは無関係に、国が交付金を支払っているため、返戻率を少しでも高めて流入額を増やそうというインセンティブを各自治体に与えてしまいました。いわば、限られたパイの無計画な分捕り合戦を許しているのが、現制度だということです。

ふるさと納税には、これまでわが国に根付かなかった寄付文化を、ある程度定着させたという功績もあり、財政では語りきれない側面もあるのだと思います。冷静にその功罪を議論して今後を考える場があつてしかるべきだと考えます。 (所長 瀬戸 英晴)